

- 経済企画庁 一九六二『全国総合開発計画』大蔵省印刷局。
 経済企画庁 一九六九『新全国総合開発計画』大蔵省印刷局。
 国土庁 一九七七『第三次全国総合開発計画』大蔵省印刷局。
 国土庁 一九八七『第四次全国総合開発計画』大蔵省印刷局。
 国土庁 一九九八『第五次全国総合開発計画』インターネット版。
 宮本常一 一九七二『過疎とへき地教育』(再録、一九七三『宮本常一著作集』一三、未來社、二〇七―二二七頁)。
 宮本常一 一九七六「あとがき」『宮本常一著作集』二三、未來社、三三八―三三九頁。
 宮本常一 年不詳「山奥と離島と」(再録、一九七二『宮本常一著作集』一二、未來社、六九―七一頁)。
 田端英雄 一九九六「里山の保全」安田喜憲・菅原聰編『講座文明と環境九 森と文明』朝倉書店、二二三―二三六頁。
 土屋俊幸 一九九一「山村」『日本村落史講座三 景観』二 雄山閣出版、一八一―一九七頁。
 内山節 一九八九「現代思想のフィールドとしての森林」内山節編『森林社会学 宣言』― 森と社会の共生を求めて』有斐閣、六六―八八頁。
 柳田国男(編) 一九三八「山村生活の研究」(復刻版、一九七五、国書刊行会)。



自然の景観というと、私たちは川や森や海などを思い浮かべる。これら川や森や海は個人の所有する場ではなくて、「共同の場」であり、古い文献では「公」と表現されている。そこは伝統的には身近に神を感じるところでもあったが、本質的には「共同性」にもとづき、固有の共同生活の姿をかたちづけているところだといえる。

第Ⅱ部

自然との接点

自然と人間が出会うところに生まれるものは？

景観は、「目に映る地表の相貌」ととらえることができる。しかし、景観は、そのもの自体で存続してきたのではなく、「目には見えない仕掛けの相貌」が存在することによって、はじめて持続的であった。本章は、その仕掛けが、まぎれもなく使用を前提としてきた生活者によって生みだされたことを明らかにしていく。

第4章

川の景観

大川郷にみるcommonsとしての川

菅豊 ●



Yutaka SUGA 現在、東アジア社会から新たな自然観、労働観を提示することを、研究の中心課題としている。具体的には、河川漁撈や、低湿地帯における平地性狩猟などをつうじた、資源にかかわる村落研究をおこなったり、在来家畜飼育や闘牛、闘鶏、闘犬、闘コオロギなどを素材に、動物に対峙する人間のあり方を考究したりしている。日本、および中国をフィールドとしている。

第4章 川の景観——大川郷にみるコモンズとしての川

● 川のなかに読みとるもの——「目には見えない仕掛けの相貌」としての景観

景観というものは、だれの目にも同じに映るものではない。景観には、かかわりのあり方やその度合いのちがいによって、ちがった見え方があるはずである。完全に人の手の入ってしまったような景観でも、また、一見、人の手の入っていない、あるいは、少ししか入っていないような自然とよばれる景観でも、それとの関係のとり結び方によって、見え方は人によって異なっていると考えた方がよいのである。

たとえば、それが生き物を豊かに育む美しい川であったとしよう。その川に、たまたま訪れ一瞥して立ち去る旅人が見るものと、その川で長年漁をし、生活をしている人びとが見るものとは、かならずしも同じではない。旅人は、そこに純粹な自然を体感し、美しいという一見普遍的な価値に感動するであろう。一方、川の生活者は、豊かな生活の糧を蓄えた自然を体感し、その天恵に浴する喜びに感動するのである。景観に読みとるものは、その景観とのかかわりあいのがいによって、異なってくると思った方がよさそうである。

本章では、後者の、川を利用して生きてきた人びとの目に映る景観を読みとることを、まず目標としている。そして、景観を単純に「目に映る地表の相貌^{*1}」としてとらえるのではなく、社会に規定された「目には見えない仕掛けの相貌」を含んだものとしてとらえてみたいと思う。具体的には、川の利用形態から、人びとの利用観、所有観というものが、景観に与えている意味について考察する。

さらに、その「目に映る地表の相貌」は、「目には見えない仕掛けの相貌」という人間とのかかわりあいの積み重ねによって、構成されたものと考えたい。たとえば、長年、美しい自然に恵まれた川で漁をし、生活をしてきた人びとがいたとしよう。その漁は、その川でいつからともなくはじめられ、幾年ともなく続けられてきたとする。そのような川の景観は、現代的なものでもなくとも、歴史の積みあがのなから創りだされてきたものでもある。長い歴史の一場面にも、同様な自然に満ちた景観が同時に存在したと考えるのであり、それは人の手がまったく入ってこなかったのではなく、人の手が入りながら保持されてきた景観と考えられるのである。

これは、景観の伝承性といってもよいのかもしれない。しかし、その伝承性は、「目に映る地表の相貌」のみが、変わらず伝えられることを意味しているのではない。「目に映る地表の相貌」の伝承性は、それ独自にあるのではなく、人間とのかかわりによって創出される「目には見えない仕掛けの相貌」の伝承性にこそ、左右されるのである。

このような景観を探るにあたり題材とするのは、あるひとつの地方の鮭漁である。そこでは、鮭漁をおこなう川に社会的な意味を詰めこんでいる。その景観は、けっして単なる自然としての川ではなく、人間が活動をおこなううえで必要不可欠な情報や、仕組みといったものまでも含ん

*1 石井 一九九二・四三。



写真1 大川の鮎釣り師。大川は、鮎漁の解禁をむかえると、地元内外から多くの太公望で賑わう。この川を何度も訪れた釣り師ならば、どこに鮎が多いか熟知している。しかし、その川には、自分という個と魚との直接的な関係性のみが存在するだけで、人間個々の関係性は希薄である。

はじめ多くの魚属を育む川であり、また、秋には鮎も遡ってくる。汚れた水をそそぎこむ人の数がさほど多くないぶん、この川は日本の大多数の河川にくらべ美しい流れとなっている。この大川で沿岸の男たちが鮎と対峙するとき、川の景観はかなり社会的なものとなる。さまざまな厳格な規制、ルールというものが、川の景観のなかに浮かびあがるのであり、直接、生産物である鮎がそこに見えるわけではない。また、美しいと見える川の水面も、さほど感動的な意味あいではとらえられてはいない。社会的な意味のこめられた景観としての川が、まずそこにはある。

大川の下流域を地元の人びとは大川郷、あるいは大川谷とよぶ。大川郷は、下流から岩崎、府屋、堀ノ内、温出、大谷沢、塔ノ下、杉平、遅ノ郷、岩石の大川沿岸九集落からなる。秋にもなるとこの九集落で、鮎漁がおこなわれる。大川の鮎漁は、コドやモツカリとよばれるいかにも

でいる。

日本の河川における鮎漁は、第二次世界大戦以降、歪な形で表現されている。一九五一年（昭和二六）に施行された水産資源保護法第三一三号により、河川で鮎を捕ること＝採捕は禁止されている。しかし、鮎資源の増殖事業の一環、すなわち鮎のふ化事業として採卵、および採精を目的とする場合にかぎり、都道府県知事の許可を得ることによって、「特別採捕」という名称で認められてきた。したがって、現在の鮎漁は厳密にいうと「漁業」ではなく、「鮎増殖事業」の一環の「鮎採捕」なのである。鮎漁師も厳密にいうと「鮎増殖事業従事者」であり、「鮎採捕員」なのである。その活動の法的に認知された一次的目的は、鮎の採卵、ふ化にあり、鮎自体を捕ることは、そのプロセスとして二次的にしか扱われていないことになる。たしかに、水産資源保護法の制定以来、鮎のふ化事業は厳格におこなわれてきた。しかし、このような形式的な呼び名とはかわりなく、全国の河川の「鮎採捕員」は、未だに鮎漁師であり続け、その「採捕場」を鮎漁師の目から漁場として眺め続けている。彼らに見える川の景観は、彼らにしか見えない川の景観なのである（写真1）。

●ムラのコモンズとしての川

共有財産としての川

新潟県岩船郡山北町。新潟県の最北端に位置するこの町に、大川が流れている。大川は、鮎を

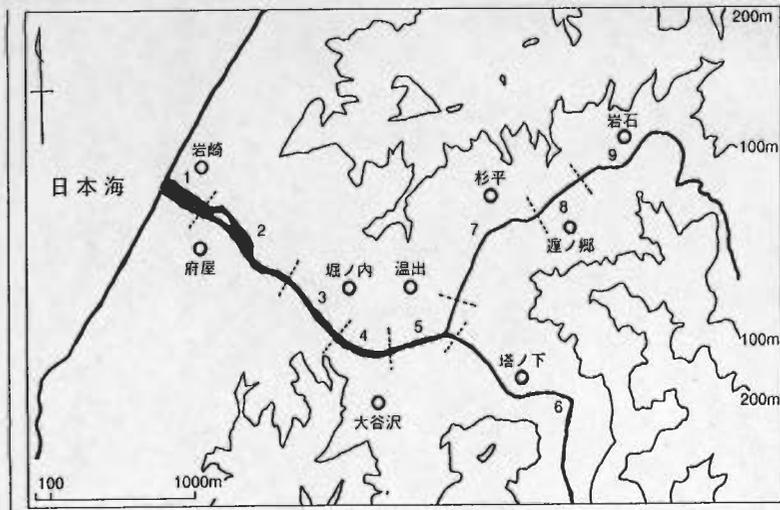


図1 大川の「漁場区」の区域

「古風な」伝統漁を中心におこなう点で特徴的である。これは集魚装置に鮭を誘引し、かき取る漁法で、全国一般の河川鮭漁の漁法とくらべ小規模、個人的である(写真2)。

現在、大川では、鮭増殖事業としての鮭漁を、山北町大川漁業協同組合が担っている。大川における鮭漁の運営の主体は、大川漁協、とくに大川沿岸九集落の部会員から構成される鮭鱒部会にある。しかし、実質的な漁場の管理については、九集落ごとの権限を慣習的に認め、実際の漁場の使用については、個人使用を慣習的に認めるかたちでおこなわれてきている。そして、この漁場使用、管理の慣行が、伝統漁の展開を背後で支えてきた。

現時点において、大川の鮭採捕は、大川全体で漁協が一括に許可を受けているものの、その漁場は、九集落によって九の「漁場区」に分けられている。鮭を漁獲する機能に注目して、大川郷の人びとは川をサケガワ(鮭川)とよぶが、サケガワは慣習的に、まず第一に集落に帰属しているのである。鮭漁に従事するためには、漁協の鮭鱒部会員であることが条件であるが、この鮭鱒部会に加入するためには、九集落のいずれかに居住し、その加入を認められたものでなければならぬ。それぞれの鮭鱒部会員は組合総代のもとにまとめられ、自分の所属する集落の「漁場区」のみで漁が認められている。つまり、「漁場区」は排他的であり、鮭鱒部会員とはいえ、自分の帰属しない集落での鮭漁は執りおこなえない取り決めになっている。これは法的な裏づけはなく、あくまで在地の慣習的な取り決めとして実効力を保っている。各集落には、集落ごとの漁場管理を認めるかわりに、組合維持費として鮭採捕の行使料納付が義務づけられており、「漁場区」を集落ごとに「場所」という漁区に細分化し、入札に付して鮭採捕の行使料を確保している。この入札を、大川ではカワワケ(川分け)という(図1)。

この集落と密着するサケガワのあり方は、歴史的にみても同様ではなかった。たとえば、現在では他の集落にたいして排除性をもつ点においてのみ、その性質を保ち続けている。しかし、サケガワへのアクセスは、現時点では集落内部のすべての成員に開かれているものではない。たとえば、大谷沢では、戸数三〇戸中二六戸(約八六パーセント)、塔ノ下では二九戸中一六戸(約五五パーセント)のみが鮭鱒部会に加入し、鮭漁をおこなう権利を有している。どうにか集落の過半数が、サケガワとかかわるといふ状況である。

ただし、この状況は、第二次世界大戦後の漁業制度改変、あるいは経済として鮭漁が意味を失いつつある過程で、住民が鮭漁の権利を徐々に放棄してきた結果である。本来は、鮭を捕るといふ行為は、集落内部に等しく開かれていた。たとえば、一九二



写真2 コド。大川では、コドとよばれるいかにも「古風な」伝統漁法で鮭が捕られる。コドは集魚装置に鮭を誘引し、かき取る漁法で、全国一般の河川鮭漁法とくらべ小規模、個人的である。その特徴は、鮭を一網打尽にするのではなく、一尾一尾と対峙していくところにある。

八年（昭和三）に書かれた、塔ノ下の「村並加入規約」には、村並加入の「義務ヲ履行シタル上ハ鮭川漁業ニ加入セシムルコト」とある。つまり、集落の構成員はすべて鮭漁をおこなう権利をもっていたのである。そして、鮭漁運営は集落の自治運営の一環としておこなわれていた。

塔ノ下には、歴代の総代が自治運営に関して書き記した「総代日誌及出納」が残されている。これには、カワワケについての記事があり、それが集落の総代の差配のもとおこなわれていたことがわかる。一九二三年（大正一二）度の同「日誌」八月七日の項に、「（八月）七日 例ニヨリ区総会ヲ開万雜割其他協議ス……川分ケス但シ入札ス」とあり、区（集落）の総会とカワワケが同日におこなわれていたことがわかる。現在でも、ほとんどの集落で川を入札する日取りは、八月のムラ寄り合いの日に設定されている。この日をマンゾウワリの日という。マンゾウとはムラマンゾウともいわれ、集落の字費、自治運営費で、マンゾウワリの日には集落内の人びとが寄り合い、その納付をおこなう。その寄り合いのあとに、サケガワの入札（カワワケ）がおこなわれてきた。マンゾウワリの日は、カワワケの日でもあった。現在では、集落の構成員と、鮭鱒部会の構成員が一致しないため、区総会（ムラの寄り合い）は区長（かつては総代といった）の、カワワケは組合総代のもとで別々におこなわれるが、元は集落の公式行事としてカワワケはおこなわれていたのである。

このような鮭漁に参画する人びとの変化とともに、その鮭漁からの収益分配方法の変化にも着目せねばならない。現在、入札という方法で漁場を分配するが、その結果集められた落札金は、先にも述べたように組合へ納付する行使料に充てられる。しかし、このようなサケガワの収益を、組合へと還元することを主たる目的とする状況は、山北町全域を対象とした、山北町大川漁業協

同組合が発足する一九七六年（昭和五二）以降のことである。塔ノ下ではこのときに、組合への納付金の残額を、集落を構成している家に均等に分配する方式から、組合員に分配する方式へと転換している。それ以前は、この落札金が、集落運営の経費に充当されたり、あるいは集落内で分配されたりしていたのである。

先に紹介した一九二三年（大正一二）度の「日誌」によると、この年には一〇月五日に、入札時に取り立てた落札金の半金を一戸あたり六円一五銭ずつ分配し、さらに一〇月三〇日には、残金から入札にかかった諸経費と、一〇月八日におこなわれた塔ノ下の鎮守金峯神社の秋期例祭にかかった経費を差し引いた残りを、一戸あたり五円六〇銭ずつ平等に分配している。つまり、入札で集まった収益は、一部は集落の重要な行事である祭礼の費用として用いられたほか、集落の全戸に平等に分配されていたのである。

区切られた川の景観

このように、集落運営と密接にかかわるサケガワは、集落内における収入源のひとつ、すなわち共有財産であったのであるから、その保全に関し集落ごとに厳格な取り決めがなされていた。とくに重要視されてきたのは、隣接集落との境界である。

カワワケの日、入札に先立ち鮭漁師は漁場の見回りをおこなう。これは、各自の入札する「場所」の品定め、境界確認であるとともに、集落ごとの「漁場区」の境の確認作業でもある。大川において、「場所」「漁場区」の境界は、立ち木、岩、沢、山などの自然的ランドマークや、電柱、ガードレールの支柱、橋、家の屋根などの人工的ランドマークを目印に定めてある。各「場所」



の境界確認とともに、集落ごとの境界確認はさらに厳密におこなわれる。この確認をはつきりしておかないと、漁がはじまってからもめ事の原因になるので、両集落立ち会いのもと境界が確認される。それぞれの集落は自分たちの「漁場区」にたいする保有意識が強いため、この境界確認はことさら神経質になる。実際に幾度となく、境界問題が原因で、ムラごとの争いにまで発展したことがある。その争いは、サケガワの経済的意味が強かった近世に頻発している（写真3）。

たとえば、一七四五年（延享二）、大谷沢村（現大谷沢）と堀之内村（現堀之内）のあいだで漁場の境界をめぐる争いが起こっている。両村は出入りにおよび、鶴岡の川端御役所へ大谷沢が訴え出たところ、両村で内々に解決する旨裁決が出た。それで翌年、府屋町の庄屋に仲裁を頼み、新たな境界画定をしている。このとき、両村の庄屋、与頭、長百姓が立ち会い、境に「境塚」を築き、以後この境界を遵守する旨確認されている。ところが、この場はこれで収まったかにみえた大谷沢村と堀之内村の漁場境界争いは、下ること三十数年後、一七八二年（天明二）に再燃している。

一七八二年一〇月一日、大谷沢では四か所にコドを仕掛けていた。ところが、堀之内村の百姓久右衛門と治右衛門の弟が、大谷沢村の百姓代才次の家へ押しかけてきた。この堀之内村の両人は、大谷沢村が仕掛けたコドが川に出過ぎであり、それを引き詰めるように要求してきた。ところが、大谷沢村としてもそう簡単に要求をのむわけにはいかぬということで拒絶したところ、堀之内は、二〇間（約三六メートル）あまり大谷沢村との境を越えてコドを敷設し、そればかりか「川除普請」と称して、大谷沢村の四か所のコドを残らず破壊し、漁道具を強奪してしまうという行状におよんだ。大谷沢村は抗議したが、堀之内村側はこれには応じなかった。

大谷沢村では、延享年間に決定された川境をもとに異議を申し立て、隣村の有力者へ仲裁を頼んだが、堀之内村が内済に応じない。この時期の両村の確執はかなりのものであったらしく、川境の出入りの一か月後、またもや堀之内の者が大谷沢地内に大挙して押し寄せ、「前川原」というところにあった麦畑を、打ち返し荒らしてしまうという事件も起きている。

この漁場境界問題に端を発した一連の事件から、財産としてのサケガワが、ムラにとって重要なものであったことが推察できる。川の境界の決定は自集落のサケガワの保全にかかわる重大事であり、確固たる漁場の確保は、当時、まさに住民の死活問題であったのだろう。そのため、堀之内村はかなり過激な方法で実力行使したのである。

現在は、このような過激な境界争いこそないものの、やはり自分の集落の川を区切る境界には

写真3 カワワケの情景（上下とも）。サケガワは、集落と密接にかかわっていたため、集落ごとの境界確認はさらに厳密におこなわれる。この確認をはつきりしておかないと、漁がはじまってからもめ事の原因になるので、両集落立ち会いのもと境界が確認される。それぞれの集落が自分たちの「漁場区」にたいする保有意識が強いため、この境界確認はことさら神経質になる。

神経質になつてゐる。そのため、今でもカワワケのときには、両集落立ち会いの慎重な境界確認が継続されている。

以上のような、川の管理・利用形態、境界意識、収益の集落への還元度からみても、大川鮭漁と集落との一体性は顕著である。つまり、川は水系としてひとつであるが、それは社会的景観としては、集落ごとに分節化されているのである。したがって、地元で鮭漁にかかわっている者ならば、川を連続して繋がっている景観としてより、集落ごとに切れた景観として、第一に把握しているはずである。すなわち、大川沿岸集落の人びとには、その地先の水面を「漁場区」として村むらが慣習的に保有するという認識が存在し、実際にその認識は具現化されているのである。

大川は、集落Ⅱムラによって慣習的に所有されているのであり、鮭という資源はムラによって所有されているといきつてもよいかもしれない。大川沿岸集落はそれぞれ、大川をサケガワとして排他的に支配し、使用、収益する権利を恒常的な慣習として認めあつてきたのである。もちろん、川であるかぎり、その物権としてのあり方は、法的には特定の集落に帰されるものではない。そこには、漁業権（現在の大川の鮭漁でいえば、正確には「特別採捕許可」として、一定の漁業を独占的、排他的に営む権利が認められただけである。川自体の所有権は、集落にはない。また、特別採捕許可として、それは漁協を主体として付されたもので、けつして集落単位にその漁場の排除性を許可したのではない。しかし、現実の漁場使用において、集落ごとの自立性を未だ高く運用しているのは、長期間にわたつて大川に、コモンズ性が付与されてきたからにはほかならない。それもムラのコモンズ（ローカル・コモンズ）として、サケガワは存続してきたのである。

大川沿岸集落では、かつては山野に多くの入会地を所有していた。たとえば、塔ノ下ではシャ

ユウリン（社有林）、セキネヤマ（堰根山）、ムラタケヤマ（村竹山）、ワカゼヤマ（若勢山）、カヤノ（茅野）とよばれる多様な入会地が存在し、さまざまな産物を供給していた。これらの入会地は、明治以後徐々に分割されたが、一部共同名義の共有地として存続し、所有者以外の集落の構成員にも未だ入会利用が認められている。

このような山野の入会地とサケガワは、利用様式、そして空間認識において大差あるものではない。近代以降、法という外在的な体系により、山野は入会権として括られ、川は漁業権や河川法上の二級河川として括られたにすぎないのである。大川沿岸住民のコモンズは山野にのみあつたのではなく、地先の川にも同質のものとして存在し続けてきた。そこには山野河海に連続し、共通したムラのコモンズとしての景観が横たわつてきたのである。

●重奏する川の景観

地域のコモンズとしての川

このように大川において、長い年月のなかで生みだされたムラのコモンズとしての景観は、今でも存続している。それは、タイトな人間の結びつきによって形成されたもので、恒常的（フル・タイム）な意識のなかに存在する景観である。この景観が、一義的な景観として鮭と対峙する人びとの目に映るのである。地元で鮭漁にかかわっている者ならば、大川を集落ごとに切つて囲いこまれた景観として、第一に認識している。

*2
Commons については狭義に、「資源利用が特定集団に限定され、その集団によって決められた規則に則つて管理され、利用される共有資源」という意味でこの語を使用している。

*3
井上 一九九五・一三五―一四七。

ところが、このような川にたいする認識だけでは、鮭と対峙する活動を継続させることは不可能であった。それは、大川の「漁場区」割の方法に起因する。なぜなら、大川は下流から順に「漁場区」に仕切られているのであり、その「漁場区」を下流から、遡河性という習性を有する鮭は遡上してくる。鮭という資源は均質に集落ごとの「漁場区」に存在しているのではなく、下流から順に控除するかたちで存在しているのである。簡単にいって、下流集落ほど多くの資源に恵まれているのであって、上流集落はその下流集落の漁獲した分、すなわち控除分を差し引いた残余を漁獲する機会しかもないのである。したがって、それぞれの集落が、完全に独立的であることは実質的に不可能であった。上流集落がどんなに自分の川を保全しても、資源の保全にかならずしも直結するわけではないのである。ここに、川を連続した線として繋がる景観ととらえ、それを全集落の人びとが互いに許容することの重要性が浮かびあがる。事実、社会的景観としては、第一に集落ごとに分節化して認識してきた川を、第二に、ひとつの水系という繋がった景観としても認識してきたことが指摘できる。

先に紹介した、大谷沢村と堀之内村の漁場境界争いから下ること十数年後の一七九六年（寛政八）、再び大川郷において鮭漁にかかわる争いが勃発する。しかし、それは先の争論のような漁場の隣接した集落間の争いとは、性格を異にしていた。

その年、先に漁場境界問題で激しく争った堀之内村と大谷沢村は、このときはばかりは一緒に温出村、塔之下村（現塔ノ下）などの上流集落と連合して、最下流の岩崎村（現岩崎）を役所へと訴えてている。これは岩崎村でおこなわれていた「流網」に関するものである。当時、大川郷の村むらでは「鮭川役定納」を納めていた。これとは別に、府屋町割付分の「鮭流網御役米」があ

り、下流の府屋町と岩崎村で「流網」がおこなわれていたのである。「流網」は、一カ統一一尋（約二〇メートル）以下の刺し網系統の漁法であり、上流集落が使用していたコドヤヤスによる漁にくらべ、はるかに漁獲効率の高い漁法であった。

この効率が高い漁をみだりに下流で行使されると、上流集落としては自分たちの漁に響く。先にも述べたように、この地の漁場使用慣行では下流が有利で、下流で漁獲した鮭の残りを上流集落は漁獲するのであるから、下流で捕りすぎた場合上流の遡上量は減り、必然漁獲高も減少する。このような問題は、当時三十数年来の問題としてあつたらしく、ここに至ってその解決が求められたのである。

このとき、上流集落の人びとは大谷沢村の河原に集結し、幾夜となく岩崎村、府屋町に押し寄せ談判している。そのさい、集まった人びとは、ひとりでも脱落する者があれば、以後は鮭漁をやらせないという取り決めまでもしていたという。これほどの意を決して強硬な姿勢に出た上流の村むらは、府屋町に、しきたりどおり夜間に漁をかぎり、川の半分をあげることを承伏させている。岩崎村では、「流網」で一尾捕るとすると、府屋町より上流の堀之内村、大谷沢村、温出村、塔之下村の五カ村は二〇〇尾も捕り、その他山中の村むらまで上っていると主張し、なかなか承伏しなかった。この時点でどのような終結をみたか定かではないが、しかし、その後、上流集落の主張が通ったのであろう、「流網」は大川から姿を消している。

明治初頭の大川鮭漁継続の申請にも、「流網」の文字がみえないことからして、この漁法が近世の時点で廃絶された可能性は高い。漁獲効率、また漁獲量の独占率が高い漁法が、村むらの関係性のなかで否定されたのである。

このような事件は、先に述べたような大川の鮭漁場の性格が、完全に集落内部に閉じていないことを示している。そこには、ひとつの繋がった水系としての意識も存在し、時にはそれが、ひとつの集落の身のふるまいを律することもあるのである。大川が第一にムラのコモンズとしてあることを指摘したが、これは完全独立が無条件に容認されているのではなく、その底辺でムラのコモンズをとり結ぶ社会的な関係性に抑制されているのである。それは、大川郷の人びとが大川全体を共同利用の場としてもみていた、すなわち地域のコモンズ（リージョナル・コモンズ）としてみていたことにはかならない。

地域のコモンズとしての景観は、ムラのコモンズとしての景観とけっして矛盾するものではない。ムラのコモンズとしての景観の保全に不可欠なものであったのであり、重層的にひとつの景観をなしていたと考えるべきなのである。ただし、この景観のとらえ方は、恒常的な意識のなかに存在する景観ではなく、間欠的に意識のなかに沸きあがる景観である。通常、何ごともなく日々鮭漁を安穩とおこなっているさいには、この景観は大川の人びとにはそれほど認識されていないのである。

このような地域のコモンズとしての景観は、現在でもある。というより、現在はそのようなとらえ方をすることを、望むと望まないにかかわらず余儀なくされている。鮭漁をおこなうための法的保障、特別採捕の許可は増殖という再生産をおこなう団体に与えられる。それを数十戸の小さな集落で担えるはずもなく、必然、川筋での共同が求められている。漁業協同組合というシステム自体が、川を地域として取り扱わなければならない根元的な主体となっているのである。

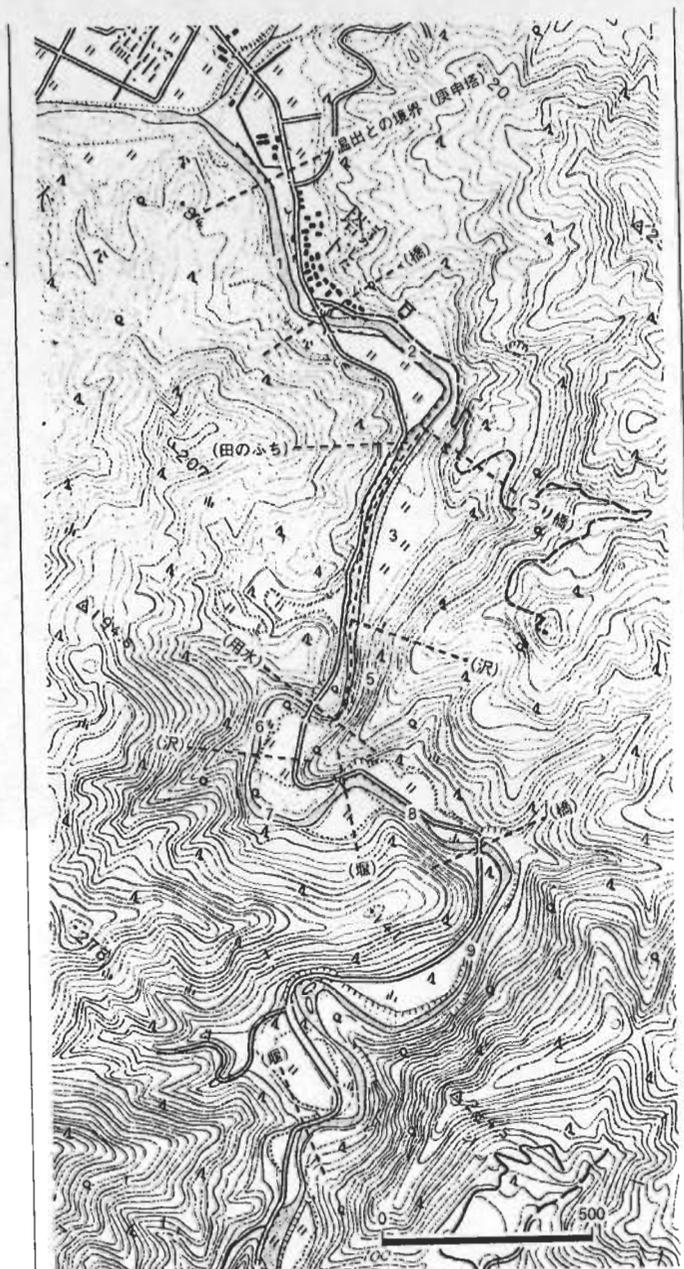
個にとつての川の景観

このように大川のムラのコモンズとしての景観は、地域のコモンズとしての景観によって、突出、膨張するのを抑制されている。このような景観があるかぎり、集落とはいえ、川の一部でも絶対的に、完全に支配することはできないのである。位相の異なったコモンズ性の存在により、ある単位を超越した過剰なアクセスが抑制されるのである。このように考えると、ムラのコモンズとしての景観も、サケガワへの個人による過剰なアクセス——個人の欲求の突出や膨張——を抑制するのに、見事に機能している。

鮭漁師たちは、自分のなわばり（「場所」）をもち、そこで自分の漁をおこなう。ところが、これは、だれでも勝手に占有したり、拡大してよいものではなく、あらかじめ集落ごとに整然と区切られていて、使用者も集落で決められる。「場所」も「漁場区」と同じく、ランドマークによって境界が区切られており、「漁場区」と同じく、越境することはできず、各鮭漁師は、境に囲まれた自分の「場所」でしか漁をおこなうことができない（図2）。そこには集落によって定められた整然とした景観が構成されている。

それぞれの「場所」は入札に付されることによって実際の鮭漁師へ分配され、「場所」の使用年限は一年（正確にいうと鮭漁の漁期）であり、入札というやり方をとる以上、毎年「場所」は変わりうる。それは、ある特定個人が、独占的に特定の場所を使用し続けることを防ぐ効果がある。

下流の「漁場区」ほど、鮭を捕るうえで有利であることは、すでに述べたが、ひとつの「漁場区」内の「場所」にも同じく、有利な「場所」、不利な「場所」がある。もちろん、原理的には



- 1. イエノマエ (家の前) 2. マキブチ (巻淵) 3. キリノキゼ (桐の木瀬)
- 4. スリキザワ (摺木沢) 5. フルセキネ (古堰根) 6. タジリ (田尻)
- 7. タテナダイラ (タテナ平) 8. ハヤンソクタ (林の下) 9. カンバサワ (神馬沢)

図2 1981年の塔ノ下の「場所」の区域

因になる。それぞれの集落が、自分の集落の「漁場区」にたいする保有意識が強いのと同様、それぞれの鮭漁師は、自分の「場所」にたいする保有意識が強いのである。たとえば、先に紹介した塔ノ下の「総代日誌及出納」の一九二六年（大正一五）記載分には、

下流ほど有利と考えられるが、「漁場区」内ではむしろ、より繊細な微地形を鮭漁をおこなう人びとは観察して評価を下している。いわゆる鮭漁によい「場所」は、鮭の産卵床となる湧水（デスイ）のある玉砂利状の部位とされる。反対に、川底が砂状の部位や、川岸がコンクリートによって護岸されたような部位は、鮭が寄らないとして評価が低い、悪い「場所」である。

ひとつの集落のなかにいくつも有利な「場所」があるわけではなく、そのようなよい「場所」は限られていて、集落で共通に認識されている。ただし、川は大水などによって一年一年その姿を変えるため、そのような条件も加味して実際の判断は下される。ただ漫然と入札に参加し、あつた「場所」を漫然と使用するのはなく、入札前から川を丹念に観察して、ここぞという目当ての「場所」を決め、そこを獲得しようとする躍起になるのである。

そのような判断を下すための川の観察は、大川で実際の漁をおこなううえで重要である。というより、実際の漁をおこなう以前に、「場所」の選択が漁獲高をある程度——すべてではない——規定してしまうといつてもよい。入札という仕組み上、「場所」のよし悪しは入札金額にあらわれ、入札金額と漁獲高はある程度的一致を示しているのである。^{*4}このような直接の鮭漁と結びつく景観として、それぞれの「場所」は観察されている。

八月のカワワケの日が近づくと、鮭漁をやりたいと思っている男たちは、川を見回る。今年の川の状況はどうなっているのか見極めるのである。カワワケの日には、サケガワの入札に参加する者たちが集まって、川の検分をおこなう。これは、すでに述べたように「漁場区」の境界確認であるとともに、「場所」の境界確認でもある。入札参加者全員で、ひとつひとつの「場所」の境を慎重に確認していく。この確認をはっきりしておかないと、漁がはじまってからもめ事の原

*4
菅 一九九八。

「(十一月) 四日 五兵衛ノ請求ニヨリ漁場境界検査スルヲ村觸レセシモ五兵衛為吉万々解決ス」とある。「五兵衛」と「為吉」のあいだに何らかの漁場についての問題が生じたのであろう。「五兵衛」はムラにその検査を請求し、ムラとして検査する旨「村觸レ」までもしたが、結局このときは両者の相対の話し合いで無事解決したようである。このような境界問題は、現在でも起こりうる。そのため、ランドマークを基準に引かれた、はっきりとは見えない境界上に、念を押すように杭を打ったり、石積みをしたりして、厳格な境界線を川辺に明示する人びともいるのである(写真4、5)。

このような個人によって厳格に区切られた景観も、大川のひとつの景観である。それは、大川沿岸鮭漁師の個にとっての景観ともいえようか。集落の「漁場区」の支配力と同じく、法的な裏づけはないが、落札した人びとは、この境界に区切られた「場所」という景観を、一年のある特定期間、あたかも排他的に支配し、使用、収益する権限をもつ所有者のごとき視点から眺めている。しかし、その所有意識も、集落全体で「漁場区」を所有するという慣習的な所有意識を乗り越えるほどの大きさはもたない。あくまで、個にとっての景観は、ムラのコモンズとしての景観と矛盾するものとしては、存在しえないのである。

また、長年漁をやっていると、ある特定の「場所」の微細な性格までも把握し、どのように対応したらよいか熟知するようになる。そのような得意な「場所」ができると、毎年、その「場所」を落札しようと狙ってくる者も当然出てくる。かなり積極的な鮭漁師になると、同じ「場所」を毎年連続して取得する確率は、他の人にくらべ高くなっており、そこには「自分の「場所」めいた所有意識が芽生えている。しかし、入札という制度上、その「場所」使用は、完全には固定

的にはなりえないようになっていく。同じ「場所」を連続して占有しようとする者にたいし、多くのコストを負わせる仕組みになっていくのである。実際そういう意識をもった人は、毎年入札において他者に勝つだけの余分なコストを集落にたいして支払っている。そうやって頑張ってみても、結局、その「場所」の支配は、あくまで流動的、可変的なものである。個にとっての景観がいくら膨らもうとしても、一義的なムラのコモンズとしての景観は、揺るがしうはない。

川の景観の未来は？

大川の「目に映る地表の相貌」は、そのもの自身に価値がおかれ、維持されてきたものではない。あくまで、その相貌とかわってきた人びとが創った「目には見えない仕掛けの相貌」によ



写真5 「場所」の境界上にならべられた石積み。それぞれの集落が自分の集落の「漁場区」にたいする保有意識が強いと同様、それぞれの鮭漁師は、自分の「場所」にたいする保有意識が強い。そのため、ランドマークを基準に引かれた、はっきりとは見えない境界上に、念を押すように石積みをしたりして、厳格な境界線を川辺に明示する人びともいる。



写真4 「場所」の境界上に置かれた文字。

つて、支えられてきたのである。その相貌は、鮭という特定の資源を利用するさいに表出するが、資源とアクセスしない者には見えない相貌である。鮭漁師たちのとらえる川は、ムラのコモンスとしての景観であり、地域のコモンスとしての景観であり、さらに個にとっての景観なのであつて、この三つの景観は絡みあつてひとつの景観を織りなしている。この重層的な景観が、自然というだれにもわかる相貌の保全に直結してきたといつても過言ではなからう。

この景観は、まさに生活者が自律的に、数百年間持続的な生活を営むなかで、自然と創りだされてきたものである。ひとつの景観へと単純に集約しない状況は、必然的にその景観をとらえる人びとに、所有観を曖昧にさせ、アクセスの度合いを抑制する。この状況は、こういう資源利用において往々にして問題となる、資源の独占や過剰アクセス、環境破壊というエゴイズムの問題を起こしにくい。個人のエゴイズムや、ある集団のエゴイズムなど容易に資源を枯渇させてしまう問題を、そのような景観でとらえることによって自ずと解消してきたのである。

しかし、この伝統的な景観は、今まさに、揺らいでいる。

この景観を保ってきた大川の鮭漁は、一九八〇年代初頭には、すでに経済としての重要性を失つてきている。経済という側面に偏つた見方をするならば、明らかにその活動は経済として「形骸化」している。

だが、それでもこの伝統鮭漁が継続されてきたのは、その活動に存外楽しみとしての要素があつたからにほかならない。金儲けにはならなくとも、むしろ鮭と直接対峙するダイナミックな漁法の特質に楽しみを見出し、それがこの古風な漁法を継続する原動力ともなつていた。まさに寝食を忘れて鮭捕りに動しませる魅力が、その活動のなかに込められていたのである。その継続の

原動力は、一九八〇年代には、まだ意味があつた。多くの老人たちが競うようにして鮭漁に参加していたのである。また、生産性が高く、効率的な新漁法への転換にたいする抵抗の原動力ともなりえたのである。

一九七〇年代から新潟県の河川鮭漁において、効率的、集約的な一括採捕への転換が進展する。大川でも、県など行政主導による一括採捕化の動きが一九八五年をめぐりに計画されていた。しかし、その計画は、経済性だけでは動かない地元の鮭漁師の賛同を得ることができず、結局とん挫している。その一括採捕化の動きが、ここにきて再び起こりつつある。そして、その動きは以前とは異なつて、今度は地元内部から沸きあがってきたものである。

現在、大川の鮭漁は鮭漁師の老齢化と、後継者不足という大きな問題を抱えている。鮭漁を楽しむ、熱心におこなう担い手が力を失い、またその数を減じているのである。大川沿岸のひとつの集落である堀ノ内では、後継者不足、老齢化によつて、鮭漁にかかる経費が少人数では負担できないという状況におかれたため、一九九八年度から採捕権を放棄するという話までも持ちあがつているという。ほかのムラでは、若い鮭漁師が育つているところもあるが、問題はそう簡単には解決しない。なぜなら、普通、働き盛りの人びとは、昼間は本業の稼ぎについているからである。そうすると朝夕鮭捕りをするだけであり、漁獲は必然的に少なくなる。漁獲の減少は人工化するための種卵の減少に繋がり、大川におけるふ化事業を低迷させることとなる。

鮭漁は日本の河川において、鮭資源の増殖事業の一環として位置づけられ、法的にも保障され、その分、ふ化、放流という義務を負わされてきた。それゆえ補助金も、交付され続けてきたのである。したがつて、鮭のふ化事業の低迷は、鮭漁存続の基盤を揺るがすことに繋がり、そのため、

やむなき状況として効率的な一括採捕への転換など、新しい動きが地元内部から起こってきたのである。

また、山北町では、一九八九年（平成元）三月、観光開発基本計画を策定し、一九九五年度を目標に「コド漁広場」を整備し、コド漁を観光の目玉にする計画を立てている。これにとりなつて、町長と大川漁協は「サケ資源懇談会」を開催し、一括採捕化と一部漁期をコド漁に開放することでも申し合わせがなされた。一九九四年五月二〇日に一括採捕化のアンケート調査が鮭鱒部会でおこなわれ、その結果を受けて一括採捕の実施が決まっている。大川漁協は、町の観光事業に協力するため、一九九三年から数年間、「コド祭り」と称して、町外の人びとを募って鮭漁に親しませる「イベント」を企画、実施した。しかし、この努力は、十分な成果を上げることができず、現在休止されている。

このような推移のなか、水産行政の路線変更が、さらにこの大川へ大きな影響を与えつつある。今まで、稚魚のふ化、放流数の増大に躍起となってきた行政側は、現状として、鮭の資源量が確保されたという認識をもつにいたっている。また、行政改革による既定事業の見直しによって、鮭鱒の増殖事業を行政が補助し、地元がその事業に従事する方式から、地元で独立採算的に経営する方式へと変えようとしている。一九九五年九月一日におこなわれた、新潟県の「一九九五年度サケ・マス増殖実務者懇談会」の席上、鮭の増殖に関する予算の削減が示され、自然増殖による維持費の軽減や、イクラ・親魚販売による増殖事業の維持など従来考えもしなかった方法が勧められている。そのため、鮭の販路をもたず、また、大きな独自の資本もたない大川漁協は、費用のかかる一括採捕化を、自分のあいだ中止することを余儀なくされている。もはや、進むに

もとどまるにも困難な状況で、伝統的な鮭漁は維持されているのである。

このような現状は、当然「目には見えない仕掛けの相貌」の今後にも、大きく影響を与えることであろう。ムラ、地域、個それぞれによつて彩られてきた景観は、大きく変わろうとしているのである。コモンズの意味やあり方、担い手というものが、今まさに大きく変わる可能性がある。新しく生みだされようとしている仕掛けが、今後「目に映る地表の相貌」にどのような変化を与えるのか、われわれは注目し続けなければならない。

参考文献

- 井上 真 一九九五「焼畑と熱帯林」弘文堂。
 石井英也 一九九一「文化景観」中村和郎・手塚章・石井英也著「地域と景観」古今書院、四二一—一〇六頁。
 菅 豊 一九九八「深い遊び」篠原徹編「民俗の技術」朝倉書店、二一七—二四六頁。

講座 人間と環境 第4巻 景観の創造—民俗学からのアプローチ

1999年9月20日 初版第1刷発行

企画編集 福井勝義(代表)
秋道智彌
田中耕司
本巻編集 鳥越皓之
発行者 齊藤万壽子

〒606-8311 京都市左京区吉田神楽岡町8-158
発行所 株式会社 昭和堂
振替口座 01060-5-9347
TEL(075)761-2900/FAX(075)761-2960

©鳥越皓之ほか 1999

印刷 中村印刷/本文デザイン 吉川陽久

ISBN4-8122-9914-4

*落丁本・乱丁本はお取り替えます。

Printed in Japan

■企画編集

秋道智彌(あきみち ともや) 国立民族学博物館民族社会研究部教授。生態人類学。主要著作:『海洋民族学』(東京大学出版会、1996年)、『オーストロネシアの民族生物学』(共編著、平凡社、1999年)など。

田中耕司(たなか こうじ) 京都大学東南アジア研究センター教授。熱帯農学・熱帯環境利用論。主要著作:『東南アジアの森と海』(編著、東南アジア研究センター、1994年)、『講座文明と環境 10 海と文明』(共編著、朝倉書店、1995年)など。

福井勝義(ふくい かつよし) *代表 京都大学総合人間学部・同大学院人間・環境学研究科教授。文化人類学。主要著作:『認識と文化—色と模様の民族誌』(東京大学出版会、1991年)、『Redefining Nature』(共編著、Oxford: Berg、1996)など。

■執筆者

伊藤廣之(いとう ひろゆき) 大阪市立博物館主任学芸員。民俗学。主要著作:『淀川河口における漁師の漁撈活動と自然認識』(『大阪市立博物館研究紀要』30、1998年)など。

胡桃沢勘司(くるみさわ かんじ) 近畿大学文芸学部助教授。日本交通史。主要著作:『近世交通の史的展開』(共同執筆、文献出版、1998年)など。

菅 豊(すが ゆたか) 北海道大学文学部助教授。民俗学。主要著作:『現代民俗学の視点 1 民俗の技術』(共同執筆、朝倉書店、1998年)など。

須藤 護(すどう まもる) 龍谷大学国際文化学部教授。民俗学。主要著作:『東和町誌各論編 2 集落と住居』(山口県東和町、1986年)など。

出口晶子(でぐち あきこ) 関西外国語大学国際言語学部助教授。地理学。主要著作:『舟景の民俗—水辺のモノグラフィ・琵琶湖』(雄山閣出版、1997年)など。

鳥越皓之(とりごえ ひろゆき) *本巻編集 筑波大学社会科学系教授。環境民俗学・環境社会学。主要著作:『トカラ列島社会の研究』(御茶の水書房、1982年)など。

藤村美穂(ふじむら みほ) 佐賀大学農学部講師。環境社会学。主要著作:『試みとしての環境民俗学』(共同執筆、雄山閣出版、1994年)など。

古川 彰(ふるかわ あきら) 愛知県立大学文学部教授。村落社会学・環境社会学。主要著作:『環境イメージ論』(共編著、弘文堂、1992年)など。

森栗茂一(もりくり しげかず) 大阪外国語大学外国語学部助教授。都市民俗学。主要著作:『不思議谷の子供たち—水子供養のフォークロア』(新人物往來社、1995年)など。

八木康幸(やぎ やすゆき) 関西学院大学文学部教授。文化地理学・民俗学。主要著作:『民俗村落の空間構造』(岩田書院、1998年)など。

脇田健一(わきた けんいち) 岩手県立大学総合政策学部助教授。環境民俗学・環境社会学。主要著作:『試みとしての環境民俗学』(共同執筆、雄山閣出版、1994年)など。

(五十音順)